

市民交流大学市民推進委員会(仮称)準備委員会

市民推進委員会の設置に向けた検討報告

平成 1 9 年 3 月

目 次

市民推進委員会（仮称）準備委員会の位置づけと検討経過	1
総務分科会からの検討報告	2
情報・広報分科会からの検討報告	1 0
講座分科会からの検討報告	1 5
開催された会議の概要について	2 2
市民交流大学市民推進委員会（仮称）準備委員会要綱	2 4
市民交流大学市民推進委員会（仮称）準備委員会 委員一覧	2 5

市民推進委員会（仮称）準備委員会の位置づけと検討経過

【準備委員会の位置づけ】

- 市民交流大学に設置する、講座・教室等を市民主体で企画実施していく市民組織「市民推進委員会」の組織体制や実施していくべき講座、活動のあり方など、正式な組織の設置に向けた準備を進めるために、広く市民から委員を公募

【準備委員会の設置と検討の経過】

- 平成18年6月10日号「広報たちかわ」にて、準備委員会委員を公募
- 同年7月22日（土）に委員委嘱を行い、第1回準備委員会を開催
- 以後、概ね月に1回の頻度で全体会を開催し検討
- 同年11月20日（月）開催の第5回全体会で、3つの分科会を設置し、以後、全体会とは別に各分科会に分かれた検討を実施
- 平成19年2月21日（水）開催の第8回全体会で、各分科会でまとめてきた中間まとめ案をそれぞれ発表し、意見交換を実施
- 同年3月14日（水）開催の第9回全体会で、準備委員会としての報告資料を確認、市に提出

【分科会】

- 《総務分科会》市民推進委員会の組織や運営のあり方などについて検討
- 《情報・広報分科会》市民推進委員会での情報の収集・提供や広報、学習相談などについて検討
- 《講座分科会》市民推進委員会で取り上げていくべき講座や講座実施のあり方などについて検討

総務分科会からの検討報告

総務分科会では、市民交流大学市民推進委員会（仮称）の組織や運営のあり方、市からの支援・市との協働のあり方などについて検討を行い、その検討結果について、市民推進委員会が実際に設置される際の「規約（案）」と「規約運用細則（案）」、「組織図（案）」としてまとめるかたちで、報告の取りまとめを行った。

※1 ____（下線）部分には市民交流大学の正式名称を入れます

※2 「市民推進委員会」の名称は正式名称ではありません

_____市民推進委員会、規約（案）

（規約）

第一章 総則

（目的）

第1条 この会は立川市が市民との協働事業としてすすめる_____において、市民の生涯学習を推進するための講座事業を、市民参加によりおこなうことを目的とする。

（名称）

第2条 この会の名称を_____市民推進委員会とする。

（活動拠点）

第3条 事務局を、立川市生涯学習推進センター内に置く。

（協働の関係）

第4条 立川市は、本委員会との協定書により、この会がおこなう事業に必要な支援をおこなう。

第二章 組織

（委員）

第5条 この会の委員は、本会が募集し一定の研修を受講した後、第7条に定める各部に所属する。

2 委員の募集は、毎年2月前後におこなう。

3 委員は_____に設置される、他の組織にこの会を代表して参加する場合がある。

4 会は委員から会費を徴収することができる。

5 委員はその活動に対し、一定の謝礼を受取ることができる。

（役員等）

第6条 この会に会長と、数名の副会長を置く。

2 この会に数名の会計監査を置く。

3 1.2項に定める役員等は、委員の中から互選によって決定する。

4 1項の役員と第8条に定める部長、副部長で運営委員会を構成し、この会の事業、会計等の企画、推進状況を評議する。

5 運営委員の任期は1年とし、再任を妨げず、通算6年までとする。

6 運営委員会は総会の議案を作成、総会で決定された事項の進捗状況を監理する。

7 この会に顧問を置くことができる。

(部会等)

第7条 この会に講座事業部、情報・広報部、及び総務部を置く。

その組織図は別表のとおりとする。

- 2 講座事業を推進するために必要な場合は、1項に定めた以外の部会等を置くことができる。

(役職)

第8条 前条の各部に部長、副部長を置く。

- 2 講座事業を推進するために必要な場合は、1項に定めた以外の職位等を置くことができる。

- 3 1.2項の役職は、各部会の所属委員の中から互選によって決定する。

(業務分掌)

第9条 講座事業部は、この会が独自に開催する講座事業、及び行政等から受託する講座事業の企画、運営等を主におこなう。

- 2 情報・広報部は、この会の広報、情報誌の発行、地域情報の収集、及び学習相談等を主におこなう。

- 3 総務部は、この会の会計、記録、会員の募集、研修、及び各部の調整と対外折衝等を主におこなう。

- 4 1.2.3項の他に、地域学習館等の担当を置くことができる。

(総会)

第10条 この会の事業、会計等を決定するため、最終意思決定機関として総会を年に1回開催する。

- 2 総会の議決は、委員の2／3以上の出席による、1／2以上の賛成で成立するものとする。

- 3 事業推進に必要な場合は、1項の総会の他に、臨時総会を開催することができる。

第三章 会計

(会計年度)

第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(予算)

第12条 この会の事業推進に必要な市からの予算、受講者からの参加費、委員の会費等により予算案を作成し、総会の承認を得て、執行する。

(決算)

第13条 予算の執行状況等を取りまとめ、会計監査のうえ、総会にて報告、承認を得る。

附 則

(改廃等)

第14条 本規約の改廃は総会の決定による。

2 本規約の下部規則として、「規約運用細則」を定めることができる。

(実施日)

第15条 この規約は、平成19年 月 日より実施する。

(規約運用細則、たたき台)

第一章 総則

(目的)

第1条

(名称)

第2条

(活動拠点)

第3条 この会は必要に応じて、事務室を市の施設等に置くことができる。

(協働の関係)

第4条 立川市は、この会との協定書により、この会が事業を推進するために必要な設備、消耗品等、最低限の人的支援、運営資金等の支援をおこなう。

第二章 組織

(委員)

第5条 委員に応募するものは主に生涯学習をテーマとした、レポートを提出しなければならない。

1-2 委員は_____の主旨と全容を理解するため、この会が主催する研修を受けなければならない。

1-3 委員は、各部に兼務して所属することができる。

1-4 委員がこの会を退会する場合、退会届を提出しなければならない。

1-5 委員がこの会の主旨に、著しくそぐわない言動があった場合は、総会の決定によって退会させることができる。

1-6 会費が定められた場合、意図的に会費を納入しない委員は運営委員会の合意によって退会させることができる。

3 _____に設置される、他の組織にこの会を代表して参加させる場合は、本人の了解を得て、運営委員会が決定する。

4 会費の金額は総会にて決定し、必要に応じて変更できるものとする。

5-1 委員が活動をおこなった場合、所定の活動報告の提出を条件に1回当たり、¥1,000.-の謝礼を支払うこととする。

5-2 謝礼の金額は必要に応じて、総会にて変更できるものとする。

(役員等)

- 第6条 この会に会長1名と副会長2名を置く。
- 2 この会に会計監査を2名置く。
- 3 役員等の任期は1年とし、再任を妨げず、通算6年とする。
- 4-1 運営委員会はこの会の事業計画、予算案等の総会の議案を作成し、開催する。
- 4-2 運営委員会は事業推進のために立川市との連絡、調整をおこなう。
- 7 顧問は運営委員会の推薦により、総会で決定する。

(部会等)

- 第7条 1項以外の部会を置く場合は、総会の決議による。
- 1-2 各部は担当する事項を実施する必要に応じて、部内に下部組織として、グループを置き、長を定めることができる。
- 1-3 部内にグループを置いた場合は、運営委員会に報告しなければならない。

(役職)

- 第8条 各部に部長、副部長を各1名置く。
- 1-2 1項以外の役職を置く場合は、総会の決議による。
- 1-3 部長、副部長の任期は1年とし、再任を妨げず、通算6年とする。
- 1-4 部長、副部長は運営委員会の委員を兼任しなければならない。
- 1-5 部長、副部長は運営委員会の活動状況を部内に周知しなければならない。

(業務分掌)

- 第9条 自主事業としての講座を企画、開催、運営をおこなう。
- 1-2 行政等から委託を受けて講座を企画、開催、運営をおこなう。
- 1-3 講座の企画内容によっては、受講料を設定、徴収することができる。
- 1-4 開催する講座の講師への謝礼について検討、支払うことができる。
- 1-5 この会が携わった講座について、主催者の如何を問わず、記録をおこなう。
- 1-6 市民の学習機会の公平を主な観点として、地域学習館での講座企画、開催の調整をおこなう。
- 2-1 この会が主催する講座情報を市民に広報し、生涯学習の推進に資することとする。
- 2-2 生涯学習の推進を目的とした情報誌を定期的に発行する。
- 2-3 幅広い地域情報の収集のため、市内の施設、団体等との交流をおこなう。
- 2-4 市民からの学習相談を受け、学習情報や講座の開催予定等の情宣をおこなう。
- 2-5 他の地公体の情報収集のため、交流を企画、開催する。
- 2-6 市民ニーズの把握に努め、講座開催の参考に資する。
- 2-7 HP等のシステム導入の検討と市のシステム活用について研究する。
- 3-1 事務局を置き、文書管理、記録、運営委員会の決定事項の実施状況の管理等をおこなう。
- 3-2 この会が一体として運営されるように各部間の調整等をおこなう。

- 3-3 この会の運営に必要な各設備の調達、維持管理、廃棄手続等をおこなう。
 - 3-4 総会にて決定された予算の執行、資金の管理、諸経費の支払い等をおこなう。
 - 3-5 支払い決裁は総務部長がおこなう。
不在時は副部長がおこない、部長に報告する。
 - 3-6 この会の委員の募集、在籍管理、退会等の手続をおこなう。
 - 3-7 応募した委員の研修実施要項を作成し、定期的に研修会を開催する。
- 4 地域学習館の担当は総務部事務局と連携して、この会が一体として運営されるよう努力する。

(総会)

第10条 総会は毎年、4月に開催する。

- 1-2 総会は会長が主催する。
- 2 委員は他の委員に委任することを以って、出席することができる。
- 3 臨時総会の開催は運営委員会が合議で決定する。

第三章 会計

(会計年度)

第11条

(予算)

第12条 行政等から委託を受けて事業をおこなう場合、交付金を受取ることができる。

(決算)

第13条 決算は総務部の担当グループがおこない、運営委員会に報告のうえ、会計監査を受けたのち、総会に報告し承認を受ける。

附 則

(改廃)

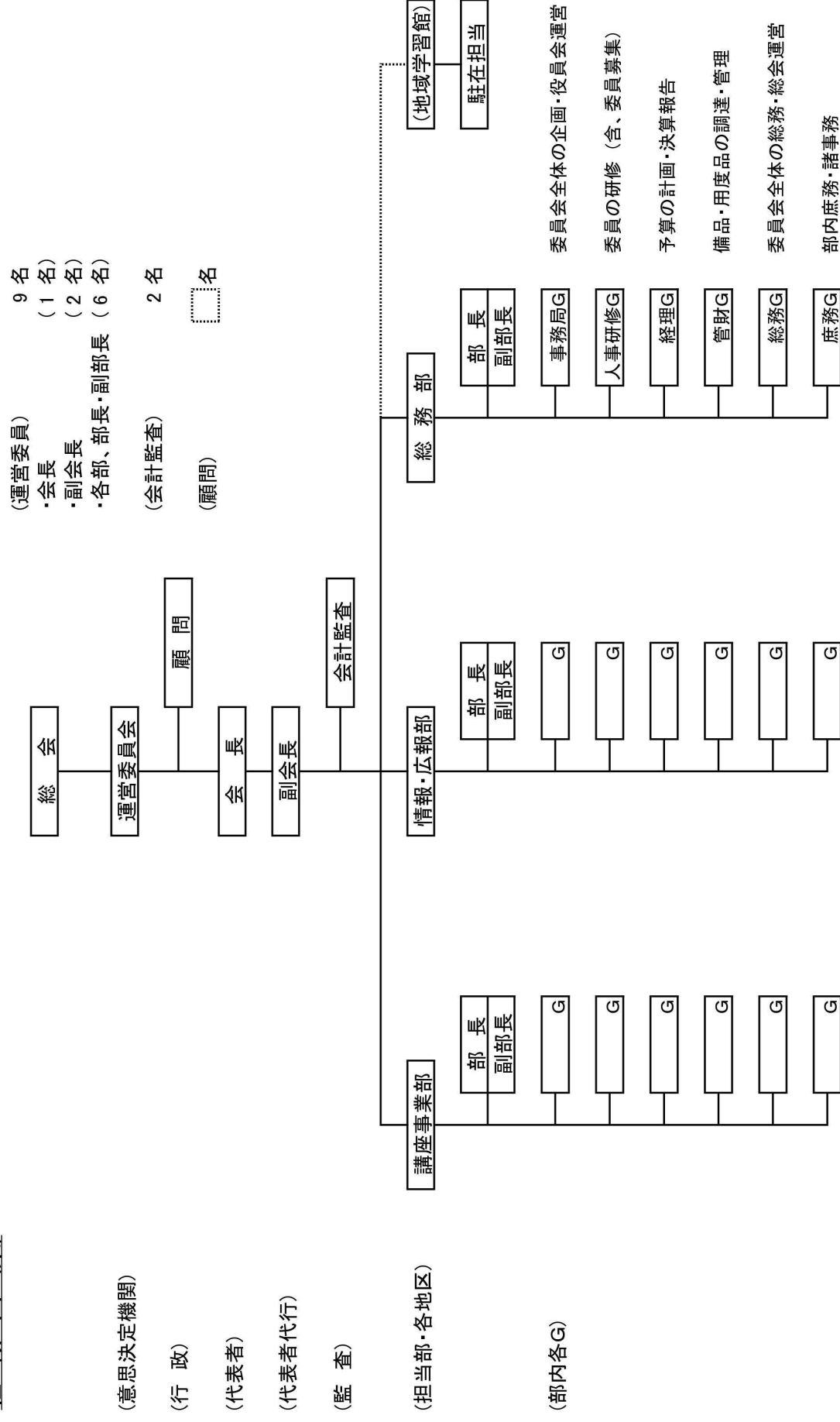
第14条 規約運用細則の改廃は、運営委員会にて合議で決定し、総会に報告する。

- 1-2 規約第7条の各部は規約運用細則の下部規則を定めることができる。
- 1-3 各部が規約運用細則の下部規則を定めた場合、運営委員会に報告し、承認を得なければならない。
- 1-4 市民推進委員会の第1回総会は、立川市から委嘱された市民推進委員会準備委員が開催、主催する。

(実施日)

第15条

組織図(案)



情報・広報分科会からの検討報告

情報・広報分科会では、市民交流大学として取り組むべき「情報の収集・提供」と「学習相談」を中心に検討を行った。この分野は、市民が取り組むべき課題と市が担うべき責任とが密接な分野であるため、報告についても、市民と市が協働して取り組むべき「市民交流大学の情報・広報として目指すべき方向性」と、市民が進めていくべき当面の取り組みである「市民推進委員会としての取り組みの第一歩」を分けて、検討結果の取りまとめを行った。

市民推進委員会に向けた情報広報分科会からの提案

I 市民交流大学の情報・広報として目指すべき方向性

… 市民と市の「協働」の取り組みであることを踏まえた方向性

⇒ ・取り組みを進める上では、市民と市の役割、市の支援のあり方について整理が必要

1 学習情報の収集と提供機能

(1)機能の整理

- | | | |
|-------------------------|---|-----------------------------------|
| ○生涯学習情報の収集・分析機能 | } | ⇒情報処理室、データバンク室、情報サービスセンター といった組織化 |
| ○ " 蓄積・保管機能 | | |
| ○ " 調整・提供機能 | | |

(2)情報システム化の必要性和課題

- 効果的に情報を収集・提供するため、I Tを活用した情報のデータベース化や、ネットワーク化による情報共有などが必要
- ホームページの立ち上げ … 運営の担い手の問題
- 高齢者など、I T機器に不慣れな方への配慮も必要

2 生涯学習に関する相談窓口機能

(1)学習相談の必要性和機能の整理

- | | | |
|-----------------------|---|--------|
| ○情報と密接な関係にあり、情報と同様に重要 | } | ⇒学習相談室 |
| ・新規学習志望者への相談 | | |
| ・学習途上者への相談 | | |
| ・指導者やリーダーの活動上の相談 | | |

(2)学習相談に求められるもの

- 専門性・専任性
 - ・人材の育成（研修）と人的な配置が必要 ⇒ 人・予算の問題
 - ・市民だけでは限界があり、市との協働の視点が不可欠
- 個人学習への支援
 - ・集合学習だけでなく、一人で行う学習についての支援の必要性
⇒学習相談のあり方の中で検討
 - ・ただし、個人の自由・個人の責任などとの関係から限界を伴う可能性がある
 - ・学習方法の特性の理解とともに、丁寧な学習情報の提供が必要
- 情報の検索・照会・紹介
 - ・学習者により相談の内容は多様であり、相談に応えていくには、幅広い情報の収集やネットワーク形成が必要
⇒関連情報の収集、他機関等との連携・交流・ネットワーク

3 市民が情報提供や相談を担うことの意義

○公共性・公平性を重視する行政の限界

- ・民間の情報の掲載や、広告掲載など、限界を伴う
- ・自治会の回覧・掲示板の活用なども、市民のネットワークの中で行う方がやりやすいのでは

○立川市では、すでに市民参加の情報紙づくりが行われている

- ・アイムの情報紙は、市民が紙面づくりを担っている
- ・公民館だよりに、市民の編集委員が参加している

○ボランティア精神が重要

- ・作業量は膨大
- ・人材の養成やボランティア精神を身につけるような人づくりが必要
- ・活動の環境の整備・充実などは市の責任

II 市民推進委員会としての取り組みの第一歩

- … ・「目指すべき方向性」を視野に、市民推進委員会として、まず、何からはじめるか。
- ・10月の開講に向け、プライオリティを置いた取り組みが必要
⇒ 市民に向かって最初に発信されていくのが広報
- ・進めながら、市民の反応を見ながら、段階的に

1 情報・広報の現状などについて

(1)情報・広報の捉え方

- ちらしなど「個々の事業の案内」と、「事業全体のコマーシャル」
- 「他から寄せられた情報」と、「発信していくべき情報」
- 一言で「学習情報」といってもたいへん幅が広い。括り方によってまったく異質なものに受け取られる
- 広報は情報という概念の中の一部 ⇒ 情報提供のあり方の一つが広報
⇒ 組織的にも、状況に応じて、広報と情報は分けた方が良いかもしれない

(2)現状の把握

- 市の情報提供の現状について把握する必要がある ⇒ 市からの情報提供が必要
… 学習情報の収集・提供や学習相談は、市でも取り組みが遅れている分野
- 広報についての資料や市の広報を担当する部署の見学など、ノウハウの取得が必要

(3)市民と市との役割分担

- 全戸配布広報や情報紙を作るにしても、どこまでを市民が担い、市からのどのような支援が得られるのか、明確にする必要がある

2 情報収集

(1)行政が持つ情報の活用

○まず、市内の情報を … 団体活動情報、人材情報、地域情報

(2)地域の協力体制をつくる必要性

○学習機会情報は、地域や民間まで含めるとかなりの数にのぼると思われる

(3)他の学習機関・先進市などとのネットワーク

○横の情報の流通 ⇒ ネットワークの形成 ⇒ アンテナをはりめぐらす

○先進市では、様式を作って団体や機関、組織に配布して収集しているところもある

○情報提供者にできるだけ負担を欠けない情報の収集と更新の方式が必要

(4)口コミ情報

○効果的だが、正確かどうかの検証が必要

3 情報の管理

(1)情報の更新

○情報の収集とともに、継続的に提供する情報については定期的な情報の更新が重要

(2)情報管理の重要性

○特に個人情報などを含む場合は、十分な情報保護の対応が必要

4 情報提供

(1) I T の活用

○これからの時代、I T の活用は重要

(2)紙による情報提供

○しかし、紙による情報提供も無視できない ⇒ 広報、ちらし、ポスター

- ・市では、H 1 9 予算で2回の全戸配布広報と4回の情報紙（季刊）発行の予算を計上
- ・講座の企画の中で、人を惹きつけるちらしづくり
- ・ちらしは、ねらいを定めない不特定多数に対しては効果が薄く、ターゲットを見据えた配布が効果的

(3)コミュニケーション、アナログによる情報

○コミュニケーションを伴う情報提供、アナログによる情報提供は効果大きい

- ・口コミの重要さ
- ・コミュニケーションの大切さ、手渡しの効果
- ・肉声の大切さ、電話応答（肉声の音声テープによるガイド）

(4)人を惹きつけることの重要性

○読ませるような、読んでもらえるような情報・広報の紙面づくり

- ・まず、「講座や学習自体を楽しく、おもしろいものに」が基本
- ・色やデザインで目立たせる … 紙の色を分けるだけで区別しやすくなる

- ・行政は融通性を欠く ⇒ 市民の感性が生かせる分野
- ・編集の工夫…まんが的なもの、クイズ、読み切りの的なものなどの工夫

(5)ユニバーサルな配慮

- 誰でも読みやすい情報提供
 - ・字の大きさや紙面づくり
 - ⇒ シニアへの配慮にとどまらず、発想の転換が必要

(6)情報紙などの配布の工夫

- 自治会の回覧版や掲示板の活用
- 幼稚園、P T A、学校等の教育機関などの活用
- 商店やJ R、デパート、大手スーパーなどへの依頼 など

(7)様々なメディアの活用

- 駅前デパートの大型電光パネルの活用
- 市内を走るバスのボディや中つりの活用

講座分科会からの検討報告

講座分科会では、市民推進委員会が実施する講座のテーマを中心に検討を行い、あわせて、講座の企画・実施のあり方などについての意見交換を行った。講座のテーマとしては、市民推進委員会が取り組むべき大きなテーマとして「立川学」という考え方を提唱し、7つの柱を設けてテーマ例の取りまとめを行った。また、立川学以外のテーマについても若干の検討を行った。

市民交流大学市民推進委員会による実施講座のテーマ報告

I 『立川学』 ～身近なところから立川を学ぶ～

【歴史・民俗】

○立川の歴史講座

「立川市の夜明け」…〈武蔵野台地の成り立ち〉、〈立川・砂川の由来〉、〈立川の遺跡〉、〈縄文時代人の暮らし〉、〈空白の弥生時代〉

「古代の立川」…〈大和政権の成立〉、〈武士の誕生〉、〈武蔵七党と立川氏〉、〈奈良時代の立川〉、〈市内の古墳〉、〈律令国家の成立〉、〈国分寺の成立〉

他に、「中世の立川」、「江戸時代の立川」、「明治時代の立川」、「大正時代の立川」、「現代発展する立川」

「立川って、どんなところ」…〈玉川上水と砂川地区開発〉、〈戦前・戦後の立川市と昭和記念公園〉

○ふるさと歴史シリーズ

「砂川村のはじまり」、「武蔵野とお鷹場」、「村人の暮らし」、「公私日記」の世界、「玉川上水」、「明治維新と砂川村（桑苗）」、「自由民権のころ」、「武蔵野に鉄道が走って・甲武鉄道」、「桑苗づくりが村を支えた」、「立川飛行場物語」、「砂川闘争」、「多摩川と暮らし」、「多摩の自由民権」、「五日市憲法」、「町中の石仏を訪ねる」、「立川の昔ばなし」

○体験講座で伝える立川の民俗

【教育】

○教育支援人材育成講座

「各教科支援人材育成」、「総合学習支援人材育成」、「読み聞かせ支援人材育成」

○教養講座

「消費者からの日本経済」

○子ども対象シリーズ（情操を養い、興味・特性伸ばす）

「学校花壇の創設と自然観察」、「低山の登山教室」、「科学教室・数学教室」

【地方財政】

○立川市の行財政史の現況と将来展望—国際化する世界情勢と体質改善の方向—

「国と地方の行財政史の原理的考察」…〈世界の地方自治の発展と行財政の変遷〉、〈日本の明治維新と三新法と地方財政〉、〈国税の優先的徴収と地方税の付加割〉、〈明治・大正・昭和初期の国と地方戦前の財政政策の反省・三割自治の克服〉、〈健全財政と国債の不発行〉

「地方財政の現状分析」…〈立川市の行財政の現況〉

○立川学の基礎学習の提案

【地域】

○立川の特徴・強み

「経済・産業」…〈モノレール〉〈うど〉

「文化・伝統」…〈立川のまつり〉

「生活」…〈玉川上水〉

○立川を巡る

「立川の草花観察ツアー教室」、「健康町中ジョギングツアー教室」、「ファーレの作品群鑑賞講座」、「家族連れのフィールドワーク」、「立川発見町中ツアー教室」

○健康サイクリング教室（昭和記念公園）

○国立音楽大学提携講座

「コーラス指導」、「オペラの楽しみ方」、「クラシック音楽への招待」、「ジャズの楽しさ」

○居場所づくり

○農作業講座

○健康低山トレッキング

【環境】

○立川の生活環境

「衣生活」…〈リフォームから考える環境〉

「食生活」…〈安全な地場野菜の地産地消から広める人間環境〉

「住生活」…〈家庭でできる家庭菜園から自然環境を考える〉

○地球環境

「地球の歴史」…〈地球の歴史と日本列島の誕生〉、〈現代が抱える地球環境問題〉、〈地球環境改善技術は現代の錬金術〉

「水問題」…〈立川市民の飲んでいる上流水と地形〉、〈世界の水事情〉

「ごみ問題」…〈処分方法の問題点〉、〈大気汚染との関係〉

「食糧問題」…〈世界の食料問題〉、〈化学汚染の問題点〉

【国際】

○まちと国際

「軍都・基地立川から見る国際」「商業都市立川から見る国際」

【福祉】

○介護予防（P P Kで充実した人生を！）

「介護予防について（介護予防概論）」、「高齢期の疾病」、「生活習慣病対策」、「栄養学と低栄養」、「自己管理」

○福祉支援人材育成講座

「傾聴支援人材育成」、「遊技支援人材育成」、「合唱支援人材育成」、「整理・整頓・清掃支援

人材育成」、「介助支援人材育成」

【防災・安全】

○立川の安全学

「災害」の安全学…〈立川市の防災体制・災害体制について〉、〈阪神大震災に学ぶ〉、〈立川断層について〉、〈立川防災館見学と実体験〉、〈家庭・地域の防災力を高めよう・・・市民防災組織の結成〉

「防犯」の安全学…〈立川市の防犯体制・防犯対策について〉、〈子どもの安全対策について・・・見守りネットワークの結成〉、〈警視庁立川警察署（生活安全課）との連携・・・防犯パトロール〉、〈子どもと作ろう「地域安全マップ」〉、〈子どもの「居場所づくり」〉

「消費者」の安全学…〈消費者力を高めよう〉、〈高齢者を狙う悪徳商法〉、〈団塊世代を狙う悪質リフォーム・利殖詐欺〉、〈成年後見・任意後見制度とは〉、〈立川市消費者生活相談コーナー（アイム）の紹介〉

「食卓」の安全学…〈食が危ない！食料輸入がストップしたら・・・〉、〈「健康食品」ウソ？ホント？〉、〈地産地消 立川野菜でスローフード〉、〈親子で「食育教室に参加！」〉、〈立川の特産「ウド」・・・匠の味 パレスホテル料理長〉

その他の安全学：「医療」、「介護」、「住まい」、「お金」、「商品」、「司法」、「IT」、「外国人」

Ⅱ 『一般』～『立川学』以外の学びの世界～

【生きがいきづくり講座】

○地域の「生きがいきづくり」達人たちの紹介

例えば、NPO法人「高齢社会の食と職を考えるチャンプルーの会」、「玉川上水の自然保護を考える会」など団体・個人など多摩地域で活躍する達人の紹介

【地域環境】

【Author Visit】

○現役を退いた作家または各界の方々の人生観から学ぶ

【多摩自然講座】

○多摩川を学ぶ

「多摩川の歴史」

「多摩川の橋と渡し」…〈「渡し」の復活を目指して〉

「多摩川の安全」…〈水質改善他〉

「多摩川の生き物」

「多摩川と文人」

「多摩川の遊び」

「多摩川を歩こう！」

「多摩川をサイクリングしよう！」

【女性解放の歴史】

○女性解放運動者の歩んだ道

「石井筆子」、「津田梅子」

【親子の絆】

○親子の交流により深まる絆

「親子で行く低山登山」、「親子で花づくり」、「親子で体験」

【ビデオ制作】

「ビデオ制作基礎講座」…〈市民交流大学の映像制作集団の養成〉

【写真制作】

「写真制作基礎講座」…〈市民交流大学の映像制作集団の養成〉

【IT講座】

【中高年の楽しい登山】

【立川の文人（若山牧水）】

【「公私日記」の世界】

講座の企画立案方法などに関する講座分科会での意見交換結果

講座企画の決定システム、地域学習館同士や行政企画との調整について

- ★講座部会の中である程度の企画決定が行えるようにすべきという意見が多数であった。少数意見として、講座分科会で出された企画について運営委員会が取捨選択し、決定したほうがいいのではないかという意見があった。また、「講座部会の中である程度の企画決定が行えるようにすべき」という意見の中にも、調整組織としての運営委員会に諮る必要性について、「諮って最終的な横の調整を図るべき」とする意見や「調整は事前に全て行い報告で十分である」とする意見、「当面行政職員にもある程度関与してもらった方が良いのではないか」などの意見があり、意見が分かれた。
- ★講座の企画プロセスについては、企画自体についてはある程度特定の個人が担うことになるという大まかな認識が共有されたが、企画あるいは企画者を決定していくにあたって、講座部会にある程度の権限をもったポジションを設けてその采配を重視して進める方法や、フラットな横の関係を重視して合議制で決定していく方法などの意見があり、意見が分かれた。

《調整の必要性、現状》

- 調整を行うためには、情報広報部会に情報の把握、集約のための機能を設けるべき。
- 距離的な出向きやすさ、出向きにくさというものもあり、講座によっては複数の地域学習館で実施されるようになっていかまわらないのではないかな。
- 現在の公民館では、良くも悪くも係長の個性が企画内容に出て、独自色となっている。
- 講座分科会で何か決定するにあたって簡単ではなかった。ある程度行政職員の力も借りて調整・決定した方がいいのではないかな。

《講座部会内での企画立案のプロセス》

- 講座の企画には一貫した流れが必要であり、企画者にある程度任せていくことが大切。マスコミで行われているようなデスクと手配担当のような役割を設けて権限を与え、企画者の個性に応じた企画の采配をしていかないと、うまくいかないのではないかな。
- たての組織も良いところはあるが、フラットな市民組織の中で、一人の人間に大きな権限を与えるのは難しい。講座部会の中で合議による決定プロセスを取るべきである。合議の方がそれぞれの得意分野を生かした協力が可能である。
- 企画は講座部会全員に出してもらうことになるだろうが、全員で取捨選択するのは難しい。3人程度選考委員を選出して、その合議で調整・決定してはどうか。
- 他のメンバーの意見を聞く必要はあるが、どの段階で行うかの問題であり、企画の実務の中で行えばよいのではないかな。
- 講座を決める機構については、規約の中に明示しておくべき。

《講座部会の機能》

- 講座部会の中である程度の講座の取捨選択ができる機能を設けておくべき。その内容を運営委員会で承認してもらうような手続きが必要。
- 形式はともかく、講座部会の中である程度決めていける機能が必要。

《調整組織としての運営委員会との関係》

- 講座部会でかなりの部分を決めていかないといけないが、運営委員会は総務や情報・広報といった他の分科会との調整を行う場であり、やはり、そこでの最終的な調整プロセスは必要である。
- 企画は講座部会全員に出してもらって、運営委員会で選定・決定してもらえばいいのではないかな。

○運営委員会に諮る必要はない。横の調整などは企画の段階で済ませておくべきであり、その上で決まった内容は責任持って講座部会で実施するかたちでよい。

講座運営のあり方について

★講座の運営については、市民だけでなく行政職員によるものも含め、サポート体制のある運営方法が必要であるといった考え方が確認された。

○市民もはじめての人が多いので、勉強の意味でも、責任の集中を避ける意味でもサポートは必要。

○協働による取り組みであり、市の職員のサポートも当面は必要ではないか。

○平成18年度公民館の市民協働講座に市民企画員として参加したが、職員のサポートがあって可能だった部分もかなりある。担当複数性による運営が望ましい。

受講料と最少催行人数について

★受講料については、無料にすべきとする意見と、基本的に有料にすべきとの意見があり、意見が分かれ、受講料を設ける講座については、ケース・バイ・ケースである、当面は様子を見ながらといった意見が出された。

★徴収するとした場合の金額については、1講義あたり、100円程度、500円～2000円程度といった意見に分かれた。

○立川学ではケース・バイ・ケースとなるのではないか。

○基本的には受講料をとるべき。意欲や出席率の低下を避ける意味でも、企画者に良い意味でのプレッシャーをかける意味でも必要。1講義500円～2000円程度とて良いと思う。

○光熱水費程度、1講義100円程度（5回シリーズで1講座500円）で良いのではないか。

○お金がかかると人が来なくなる。できれば無料が良いのではないか。

○当面は、受講者の入りの動向により判断していくようではないか。

○受講料を取る場合の考え方としては、講師に応じる考え方でよいのではないか。実際に講師の確保に費用がかかる場合などはやはり有料にすべき。

○グローバルなテーマを取り扱う場合など、参加者を市内在住・在勤・在学に限定せず広く参加してもらいたい。ただし、その際には有料が前提となる。

○ボランティア講師なら、参加者が少ないからと中止することができるかもしれないが、大学教員など外部に講師を依頼している場合には中止は難しいのではないか。

○申込みが1人であっても、講師がやってくれるなら実施したほうが良い。

活動の成果の情報共有について

○市民推進委員同士の情報共有については、パスワードを必要とするインターネットサイトなどをつくって各施設から見られるようにすればよいのではないか。その中に、市の基本データなどが入って入れば効果的である。

○講座結果の振り返りとそれを踏まえての改善の意見交換などについては、3ヶ月に1回程度「評価会」を開催して報告・討議すればいいのではないか。その前提となる受講者アンケートの結果や事業報告等の情報共有については、LAN接続されたパソコン上で誰でもアクセスできるようにすればいい。

開催された会議の概要について

《全体会》

第1回会議（平成18年7月22日（土） 午前10時～）

委嘱式後に、各委員の自己紹介を行い、市側からの資料説明の後に意見交換が行なわれた。また、今後の会議開催等については、委員へのアンケートをもとに事務局で会場手配及び開催通知を行っていくこととなった。

第2回会議（平成18年8月26日（土） 午前10時～）

当日の会議の進め方について市側から説明後、各グループに分かれて市民交流大学構想と準備委員会での検討の進め方について意見交換が行われ、最後に意見交換内容の共有化を図るための発表も行われた。また、次回は、「準備委員会の進め方」について今回のグループで意見交換していくことが確認された。

第3回会議（平成18年9月25日（月） 午後6時30分～）

当日の会議の進め方について市側から説明後、各グループに分かれて準備委員会の進め方について意見交換が行われ、最後に意見交換内容の共有化を図るための発表も行われた。また、次回も、「準備委員会の進め方」について今回のグループで意見交換していくことが確認され、議論する上で必要な各委員の意見アンケートについて同封していくこととなった。

第4回会議（平成18年10月21日（土） 午前10時～）

当日の会議の進め方について市側から説明の後、講座への市民参画をされた委員からの体験報告、前回と同じ各グループに分かれての分科会のあり方についての意見交換が行われ、最後に議論の共有化を図るための発表と分科会の設定に向けての意見交換が行われた。次回は、今回の議論を踏まえ、分科会に分かれて意見交換していくことが確認され、次回開催通知時に、どのような分科会になるか、予め考えられるように資料同封することとなった。

第5回会議（平成18年11月20日（月） 午後6時30分～）

公民館職員による公民館講座の実務に関する情報提供と質疑応答の後、分科会へ分かれて、座長の選出と次回分科会の開催日程についての話し合いが行われた。また、会議の開催間隔について月1回の全体会議以外に、分科会を月1、2回開催していくことの確認がなされ、次回は、各分科会の議論の経過発表を行い、全体会で市民推進委員会としての意見交換していくこととなった。

第6回会議（平成18年12月11日（月） 午後6時30分～）

会議の前半、前回設置した、「総務」「情報・広報」「講座」の3つの分科会ごとの検討を行い、後半、全体会議で各分科会ごとの検討状況についてそれぞれ発表を行い情報共有を行った。また、横の連携を確保するため、各分科会ごとの会議には自らが属す分科会以外の会議にも参加できること、各分科会の座長で構成する会議を開催することなどを確認したほか、3月24日（土）に市民フォーラムを開催することとし、このフォーラムでの情報発信に向け検討を進めていくことなどを確認した。

第7回会議（平成19年1月20日（土） 午後2時～）

会議の前半は、「総務」「情報・広報」「講座」の3つの分科会ごとの検討を行い、最後に全体会議でそれぞれの検討状況について発表を行い情報共有を行った。また、市民交流大学（仮称）の正式名称について市民から寄せられた応募名称の中から委員会としての候補を選出するとともに、前回設置した各

分科会の座長で構成する座長会を会議を委員会全体の総合調整機関として位置づけることや、3月24日（土）の市民フォーラムに向けた当面の取り組みなどについて確認した。

第8回会議（平成19年2月21日（水） 午後6時30分～）

これまで「総務」「情報・広報」「講座」に分かれて行ってきた各分科会ごとの検討の中間まとめを、全体会でそれぞれ発表しあい、意見交換と情報の共有を行いうとともに、それぞれの発表に対する意見・質問などがあれば、各自、質問表に記入して提出することを確認した。また、3月24日に開催する市民フォーラムのプログラム等について確認を行うとともに、最後に各分科会に分かれ、各分科会を代表する市民フォーラムのパネリストの選出を行った。

第9回会議（平成19年3月14日（水） 午後6時30分～）

各分科会の中間報告に対して寄せられた他の分科会委員からの意見を踏まえ、どのような対応を行ったかについて各分科会から報告し、最終的に、準備委員会としての報告としてまとめることを確認した。また、3月24日の市民フォーラムや、正式な市民推進委員会の委員募集についての考え方などについて意見交換を行い、それぞれ確認を行った。

《全体会以外の各分科会》

総務分科会

第1回	平成18年12月	8日（金）	午後6時30分～
第2回	19年	1月16日（火）	午後6時30分～
第3回		1月29日（月）	午後6時30分～
第4回		2月9日（金）	午後6時30分～
第5回		2月26日（月）	午後6時30分～

情報・広報分科会

第1回	平成18年12月	2日（土）	午後2時～
第2回	19年	1月12日（金）	午後6時30分～
第3回		2月15日（木）	午後6時30分～
第4回		3月3日（土）	午後1時30分～

講座分科会

第1回	平成18年12月	7日（木）	午後6時30分～
第2回		12月23日（土）	午後6時30分～
第3回	19年	1月13日（土）	午後6時30分～
第4回		2月6日（火）	午後6時30分～
第5回		3月5日（月）	午後6時30分～

座長会議

第1回	平成18年12月	11日（月）	午後8時30分～
第2回		19日（火）	午後6時30分～
第3回	19年	1月20日（土）	午後0時～
第4回		2月13日（火）	午後6時30分～
第5回		2月28日（水）	午後6時30分～

立川市市民交流大学市民推進委員会（仮称）準備委員会要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、立川市第3次生涯学習推進計画に基づく立川市市民交流大学構想（以下「構想」という。）における市民参画組織である立川市市民交流大学市民推進委員会（仮称）（以下「市民推進委員会」という。）の準備委員会（以下「準備委員会」という。）の設置及び運営並びに準備委員会と市の役割について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市は、構想の実現にむけ、広く市民の意見を反映するとともに、その市民参画組織である市民推進委員会の設置準備を進め、市民と行政の協働による生涯学習の推進を図るため、準備委員会を設置する。

（準備委員会の役割）

第3条 準備委員会は、構想の実現のために、市が策定する実施計画等のため必要な構想の具体化に関する意見を提出するとともに、市民推進委員会の組織化に向けた準備を行うものとする。

2 前項の規定による意見の提出や組織化の準備にあたっては、広く市民の意見や要望を反映し、公正で実現性のあるものになるように努めるものとする。

（市の責務）

第4条 市は、準備委員会の活動に必要な場所と情報の提供を行なうとともに、準備委員会の進行について支援する。

2 市は、準備委員会の活動や意見を広く市民に公表するものとする。

3 市は、準備委員会が作成した意見を最大限尊重して、実施計画の策定をはじめ、構想の具体化を進めるものとする。

（準備委員会の構成）

第5条 準備委員会は、おおむね20人程度の公募市民委員で構成し、公募に関する必要な事項は、別に定める。

2 準備委員会に部会、分科会及びこれらの連絡調整に必要な連絡会等を置くことができる。

3 準備委員会は、必要に応じて識者、関係職員等の出席又は資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第6条 準備委員会の庶務は、教育部生涯学習課において処理する。

（謝礼）

第7条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備委員会の運営について必要な事項は、準備委員会との協議に基づき、教育部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年5月30日から施行する。

2 この要綱は、市民推進委員会の設置をもって、その効力を失う。

市民交流大学市民推進委員会（仮称）準備委員会 委員一覧

（五十音順）

（◎：座長、○副座長）

総務分科会

○井ノ口	康夫
江頭	晃子
佐治	光男
篠原	良輔
竹内	英子
◎森田	寛臣
横幕	玲子

情報・広報分科会

石井	聖代
伊藤	理
木内	美子
○國井	寿美枝
高澤	春雄
高橋	貞
竹内	明美
中島	榮子
橋本	順子
◎藪谷	英雄

講座分科会

阿部	美貴世
石塚	孝江
大原	由紀夫
○小川	渚
柿沼	久雄
川島	八千代
○小石	京子
小林	マサ
○白岩	勇喜
須崎	武尚
◎鈴木	茂夫
高中	譲治
中村	暢夫